

乗合タクシー「むらタク」の料金改定及び

乗合タクシー「むらタク」の拡大エリアに係る料金について

1. 乗合タクシーの料金設定

国土交通省の「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」では、乗合タクシーの料金等について、「他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある」とされており、同ガイドラインを踏まえた料金設定が必要である。

2. むらタクの料金改定の必要性

むらタクは、路線バスやMMシャトルを補完するものであり、その料金は、市内を運行している公共交通の運賃を踏まえて設定しているが、平成25年4月の運行開始以降、むらタクの料金は改定されていない。

こうしたなか、平成25年4月のむらタクの運行開始以降、人件費や燃料費の高騰などにより、立川バスの初乗り運賃は180円から230円に引き上げられ、タクシーの初乗り運賃は2kmまで710円から1kmまで500円に引き上げられた。

また、むらタクは、路線バスやMMシャトルの運行ルートを補完し、市民の足として運行していることから、運行経費は市からの委託料（むらタクを利用しない市民を含めた市民の税金）となっている。

こうしたなか、むらタクにおいても、路線バス同様に、人件費や燃料費の高騰等による委託料の増加が想定される。

そこで、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こさず、むらタクを安全かつ持続可能な公共交通とするため、料金を改定する必要がある。

3. 料金改定(案)について

(1) 料金改定内容

1乗車当たりの料金は、下表のとおり。

表 乗合タクシー「むらタク」1乗車当たりの料金

区分	現行	改定案
大人(中学生以上)	300円	400円
身体障害手帳等(注)を所持しているかた	150円	200円
要介護・要支援認定を受けている方	150円	200円
シルバーパスをお持ちのかた	150円	200円
小学生	150円	200円
未就学児	無料	無料

(注)身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)若しくは精神障害者保健福祉手帳をいう。

(2) 料金改定日

令和9年4月1日(木)

4. むらタクの拡大エリアに係る料金について

料金:既運行エリア(表の改定案)と同様

※ 実証実験エリアと既運行エリアでは、サービス水準に差はあるものの、むらタクは地域全体の交通利便性向上を目的としており、移動距離に応じた負担は求めていること、「目的地までの移動」という乗合タクシー本来のサービス価値は同様であることから、既運行エリアと同様の利用料金とする。

(参考)むらタクの改定料金の考え方

(1)むらタク実証実験開始当初の考え方

- ・MMシャトルのワンコイン施行前の西循環ルート最大の運賃(イオンモール～イオンモール:270円)を参考に、1回の利用につき300円に設定(他の自治体でも300円以上の運賃設定が多い)
- ・市内循環バスよりも利便性が高いため、MMシャトルの運賃(170円)とは差別化を図る。

(2)料金改定案

	案1	案2	案3
運賃	400円	500円	1,000円
料金設定の考え方	・当初の料金設定の考えを踏襲※1 ・タクシー運賃の改定を考慮※2	タクシー運賃とのバランスを考慮 ※3	タクシー事業者を圧迫しない設定を重視 ※4

※1:当初の料金設定の考えを踏襲

むらタク実証実験開始当初からの料金の改定率

MM シャトルの運賃:230 円÷170円÷1.35 倍

タクシーの初乗運賃:(500円÷1km)(÷710円÷2km)÷1.41 倍

300 円×1.38 倍(MMシャトルとタクシーの改定率の平均)=414 円÷400 円

※2:タクシー運賃の改定を考慮

むらタクの1人当たりの利用距離平均(走行距離÷運行便数÷1便平均利用者数)

R7 45,481÷4,176÷3.1=3.5 km

①H24 運賃:710 円(初乗運賃 2 km分)+540 円(加算運賃 1.5 km分)=1,250 円

②R8 運賃:500 円(初乗運賃 1 km分)+1,200 円(加算運賃 2.5 km分)=1,700 円

300 円×1.36 倍(1700円÷1250円)=408 円÷400 円

※3:タクシー運賃とのバランスを考慮

むらタクの初乗運賃=民間タクシーの初乗運賃=500 円

※4:タクシー事業者を圧迫しない設定を重視

運行の最長距離のタクシー料金の1/2

岸の拡大エリアから最も遠い乗降場所までの約4.8kmをタクシー移動する場合の料金

500 円(初乗運賃 1 km分)+1,800 円(加算運賃 3.8 km分)=2,300 円

2,300÷2=1,150 円÷1,000 円

→ むらタク導入当初の料金設定の考え、タクシー運賃の改定を考慮しており、案の中で利用者への影響が最も少ないことから、岸拡大エリア、既存エリア共に、案1の利用料金400円を採用

(参考)むらタク運行開始時(H25.4)以降の市内の公共交通の主な運賃推移について

(1)タクシーの運賃

実施日	初乗運賃	加算運賃	時間距離併用制運賃※
H19.12.3	2,000mまで 710 円	284mごとに 90 円	1 分 45 秒ごとに 90 円
H26.4.1	2,000mまで 730 円	276mごとに 90 円	1 分 40 秒ごとに 90 円
R 元.10.1	2,000mまで 740 円	271mごとに 90 円	1 分 40 秒ごとに 90 円
R2.2.1	1,200mまで 500 円	257mごとに 100 円	1 分 35 秒ごとに 100 円
R5.10.20	1,091mまで 500 円	233mごとに 100 円	1 分 25 秒ごとに 100 円
R8.3.16	1,000mまで 500 円	211mごとに 100 円	1 分 20 秒ごとに 100 円

※ 高速道路走行時以外で、時速 10km 以下になると時間を距離に換算する時間距離併用運賃が適用

(2)路線バス(立川バス)の初乗り運賃

実施日	立川バス
H9.4.1	180 円
R5.11.25	210 円
R8.4.1	230 円

(3)MMシャトルの運賃

実施日	MM シャトル
H25.4.1	170 円
R 元.10.1	180 円
R6.4.1	210 円
R9.4.1(検討中)	230 円

(参考)むらタクの過年度利用実績

年度	利用者数 (人)	走行距離 (km)	運行日数	運行便数	1日平均 利用者数	1便平均 利用者数
R6	12,494	43,089	293	4,218	42.6	3.0
R7	12,894	45,481	292	4,176	44.2	3.1

(参考)近隣自治体の乗合タクシーの料金等について

自治体名	料金	その他
瑞穂町※1	一般 400 円(町内) 一般 600 円(福生病院)	実証実験中(R6.10.1~R8.9.30)
東久留米市※2	一般 500 円	R7 年 2 月から本格運行
東村山市※1	一般 500 円	実証実験中(R8.4.21~R9.3.31)
あきる野市※1	一般 300 円	R7 年 4 月から本格運行
松原村※1	一般 100 円※2路線あり	「神戸線」は完全予約制 「笛吹・上平線」は路線バスダイヤに合わせた運行

※1 駅、バス停、公共施設等を結ぶものであり、乗降場所に自宅は含まない ※2 乗降場所に自宅を含む